

令和4年9月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和4年9月9日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第43号 市道路線の認定について
議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第3 認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 日程第6 認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 決算特別委員会の設置
- (日程追加)
- 日程第8 議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
- (日程追加)
- 日程第9 意見案第2号 安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	杉浦浩一
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	神谷義直
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
行政グループ主幹	本多征樹
財務グループリーダー	清水健
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
経済環境グループリーダー	東條光穂
税務グループリーダー	平川亮二
福 祉 部 長	磯村和志
地域福祉グループリーダー	加藤直
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	中川幸紀
こども未来部長	磯村順司

こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
文化スポーツグループ主幹	村松靖宜
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	島口靖
防災防犯グループリーダー	杉浦睦彦
上下水道グループリーダー	石川良彦
会計管理者	桑原希代子
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	小嶋俊明
監査委員事務局長	亀井勝彦
代表監査委員	伴野義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、8月31日及び9月7日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

10番、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る8月31日及び9月7日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より、議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）が追加提出され、説明を受けた後、その取

扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、総務建設委員会に付託し、最終日に討論、採決を行うことに決定いたしました。

次に、内藤とし子議員ほか2名の議員より、意見案第2号 安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書が提出され、意見書の取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

また、内藤とし子議員ほか1名の議員より、意見案第3号 改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書が提出され、意見書の取扱いについて検討した結果、9月28日の定例会最終日に日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

次に、議長より、落雷による翼小学校受変電設備復旧工事に係る補正予算審議のため、当初休会日と予定していた9月16日に本会議を開くことについての審議依頼があり、検討した結果、9月16日午前10時より本会議を開くことが決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長より報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第52号及び意見案第2号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

また、議会運営委員長の委員長報告にもありましたとおり、会議規則第9条第3項の規定により、9月16日午前10時から9月定例会第5日目を行いますので、議員並びに当局におかれましては、御出席をいただきますようお願い申し上げます。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 議案第42号、議案第43号及び議案第45号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

また、総括質疑の趣旨は、議案等が付託される委員会において活発な議論を引き出すため、本会議において論点及び争点を明らかにすることを主眼として行うものでありますので、質疑に当

たつては、この趣旨を十分踏まえて大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いをいたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

令和4年6月定例会の本郷町の子ども広場の一般質問で、「広場の土地を借地している場合、土地所有者の意向により施設が廃止になる場合がございます。代替施設を整備するには大変困難と考えます。今回の本郷町につきましては、町内にごございます高取小学校や町内防災拠点を活用していただきたいと考えております」との答弁でしたが、私は地域の住民の皆様にご不安がないように本郷町の子ども広場の廃止について、しっかりPRをしていただきたいとお願いしてきましたが、本郷町の子ども広場は地域の子供たちがよく利用していますので、この地域の皆さんにどのように周知されたのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 本郷町の町内会長さんには、廃止については説明をさせていただいておりますが、御可決いただいた後に、周知看板の設置と、ごみの拠点ともなっておりますので回覧板で案内をさせていただくということで調整させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員。

○8番（黒川美克） ごみの拠点については私も聞いておりますので、町内会の防災倉庫のあるところで、そこのごみの拠点をやると、あと、ほかのところは道路が狭くてできないということで、それで町内会長は了解をしたと、そういうふうには聞いております。

ただ、一つ、そこでご遊びみえる子供たちがようけみえるわけですね。そういった人たちに、この間も僕がごみの巡回で回っていたときに、ここのごみ場がなくなっちゃうと遊ぶ場所がなくなってしまうので困ると、そういうようなことを言っておみえでしたので、その辺のところもぜひ一回PRをしていただいて、どういうふうな対策を立てるかというのを、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、まず今の議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、こちら、議案の説明のほうで平成7年4月に設置され、一定の役割を終えたというような御説明があった記憶があるんですけども、どうも地元の方のお話だと、当初は地主さんのほうが市のほうに買い取ってほしいというようなことを言っていたというような話も聞こえてくるんですね。なので、地元の話とちょっと今回の説明と違うものですから、なぜこのような状況になったのかということ詳しく御説明していただきたいのが1点です。

それからもう1点が、議案第43号 市道路線の認定についてですが、今回帰属となった道路が、認可基準に合っているかどうか確認したいので、開発区域の面積及び区域外道路の幅員を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 本郷子ども広場の廃止する経緯というか、お話しさせていただきます。

令和3年3月に借地契約に伺った際に、土地所有者様から令和4年度までの契約としたいということで申出がありました。その後にもたお話を伺って、契約終了の申出書の提出をいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 都市計画グループ。

○都市計画G（島口 靖） ただいまの2件目の質問でございますが、今回の市道認定をお願いする道路につきましては、民間開発により築造された道路でございます。開発の面積につきましては2,109.57平方メートルでございます。あと、接道の幅員という御質問かと思えます。こちらのほうにつきましては、今回は開発区域の西側になるんですが、こちらのほうの西側に4メートルの道路が接道しておりまして、この道路を接道として取扱いのほうをしております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議案第45号をお願いします。

これ法改正なんですけど、育児休業、夫婦で交代もできるとか緩和されることになるんですが、この前のときに育児休業4回まで可能というようなお話も伺ったんですが、この参考資料の3ページですと、第2条の4関係で、非常勤職員の育児休業の期間について、子の2歳到達日までとすることができる場合として、配偶者が子の1歳6か月到達日の翌以後を期間の末日とする育児休業を取得している場合を加えることとする、ちょっとこのあたりがよく飲み込めないんで、もう少し詳しく説明してください。

○議長（鈴木勝彦） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 今御質問の取得回数が複数可能になるというのが今回の一つのポイントになっております。

まず、御質問いただきました非常勤職員の関係でございますが、非常勤職員につきましては原則は1歳までが取得の原則とまずなります。その時点で、議員おっしゃった3ページに書いてあるような要因がある場合につきましては延長が認められることとなりますので、1歳から1歳6か月に延長、さらにその時点で、さらにまたそういった要件が満たされれば最大2歳まで延長という形になります。

そういった形で、かつ今まではここに記載がありますように、そういった形ができるのが1歳到達日の翌日からしか取れなかったというのが今までのルールでございますが、今回の10月1日の法改正に伴いまして、それが複数回取れるような形になるというのが今回の改正になります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 同じく第45号、今の育児休業の件ですが、今御説明あったとおり1歳以降に複数回取れるようになったということなんですけれども、その場合、配偶者が育児休業を取られるというときに、そういった配偶者の分も申請等は何かして、こちらのほうで把握するとかという手続等はあるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 配偶者であっても高浜市の職員である場合は、申請書を出してもらう形になりますので、そこで把握をするという形にはなります。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦議員。

○3番（杉浦康憲） もちろん職員さんであればですけども、その配偶者さんが、本人が非常勤で、配偶者さんの方が別の会社に勤めている、その逆もあるかもしれないですけども、そういう場合も届出等を出してもらって把握するというのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 失礼しました。あくまでも本人様が高浜市の臨時職員である、会計年度任用職員である本人様が育児休業を取りたいという場合は出してもらいますが、それ以外は把握をしないという形になります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第42号、議案第43号及び議案第45号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号、議案第43号及び議案第45号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議案第46号から議案第51号までを会議規則第34条の規定により、一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款、項、目、節をお示しいただきますようお願いをいたします。

また、総括質疑ですので、質疑に当たりましては、さきの日程同様に大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いいたします。

1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） 議案第46号、第6回の補正予算についてお願いいたします。

主要新規事業等の概要の3ページをお願いいたします。

防犯カメラ設置工事についてであります。そもそもこの防犯カメラを設置するに至った経緯及び設置理由について教えてください。

それと、あわせてカメラの画像管理についてですが、この画像データについてですが、職員が誰でも見ることができるのか、またこの画像についてですが、外部提供についてはどのように考えているのかを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 1つ目のカメラの設置に至った経緯ですが、福祉部では資格の認定業務や手当、給付金、生活保護費など扶助費を支給している業務を行っていることから、トラブルに発展するケースがよくあります。こういった場合、警察に相談することもあります。警察からは迷惑行為の抑制とトラブルに発展した場合の状況証拠に記録が残せるように、以前から防犯カメラの設置を勧められておりました。

こうした中で、最近では迷惑行為により、他の利用者からの苦情も発生してきておりますので、その対策として防犯カメラの設置に係る工事費を予算計上したものです。

それから2つ目、カメラの画像データについてですけれども、画像はモニターから常時見ることはできますが、画像データの抽出については適正な管理運用を行うために、防犯カメラ設置管理者を置いて、管理者の指示の下、データ抽出ができることとしていきます。

それから、画像データの外部提供についてですが、カメラの設置目的が施設内での犯罪等の抑止及び事件・事故が発生した場合の原因究明や状況確認としておりますので、基本的には外部への提供は行わないものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

3 番、杉浦康憲議員。

○3 番（杉浦康憲） 同じく議案第46号の補正第6回、55ページ、みどり学園の運営事業についてお聞かせください。

こちら、みどり学園が移転するということなんです。主な工事内容と、あと、いちごプラザにもそれに伴って追加工事等が発生しないか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） みどり学園の改修工事につきましては、6月末に工事契約のほうを行いまして、いちごプラザの改修と併せて工事を行っております。ただ、みどり学園自体はい

ちごプラザの改修が終わり次第工事に着工するというので、予定としては9月末以降に予定しております。

実際に工事を行っていく中で、当初の設計書を基に今回工事の設計を行っているんですけども、いわゆる棚を外したら、そのまま下に床がなくて地面があったとか、あと、ちょっと照明のほうの照度が当初建設当時の照明の関係で変更のほうを掛けていましたが、その後、いちごプラザ等の改修によって、照明等が増えているような中でその増加をすることと。

また、あと、みどり学園が移転するに当たり、療育を必要とする子の活動の中で、いわゆる駐車場との仕切りが満足のいくような仕切りが現在されていないという中で、駐車場とか車道に出ることの危険性を抑えるためのフェンスの設置等を計画をすることで、今回補正をさせていただいております。

それで、いちごプラザのほうも同様の内容がございましたが、現在着工している中で9月末には工事を終わらせて、みどり学園の移転の工事の準備を行うという関係上、大変申し訳ないんですけども、予備費充用をさせていただきまして、そちらの同様の工事をさせていただいているものでございます。

やはりサービスの低下を招かないということと安全性の確保という位置づけの中で、今回補正を上げさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議案第46号ですが、いきいき広場管理運営事業です。この防犯カメラを設置するというのは、福祉の現場に防犯カメラを設置するというのは皆さんが来にくくなるのではないかというきらいがありますが、そういう面ではどのように考えてみえるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 庁舎に防犯カメラというのは、近隣においても既に設置されておまして、今回いきいき広場に設置することで、そういったいろいろな迷惑行為だとかいろんなことの行為の抑止に働くほうなので、私のほうで考えますと、やはりそれほど影響はないものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第46号から議案第51号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第51号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたしま

す。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節を明確にお示しいただきますようお願いをいたします。

また、総括質疑でありますので、質疑に当たりましては、さきの日程同様に大綱にとどめていただきますよう御留意を願います。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 主要施策成果説明書のほうで151ページに、小規模保育事業というのがありますが、からんこえが、これは月平均10人になっています。これ12人に増やしたと思うんですが、12人にしても密になるのではないかと。何人で見えてくるか、ちょっとそのあたりも教えてください。

それから、156ページの民生費の児童福祉費の関係、みどり学園の関係ですが、耳に障がいのある子供さんがみえるかと思うんですが、そういう子供さんはどのように集団療育といたしますか、してみえるのか教えてください。

それから、171ページの衛生費の関係です。老人・成人保健事業があるんですが、この中で聴力検査というのは、聴力も大変お年寄りになると耳の聞こえにくい方が増えてきますので、聴力検査というのは入らないのかどうかを教えてください。

まずそこまでお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 答弁を求めます。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず最初の御質問で、からんこえの定員につきましては、令和3年度につきましては定員10名というような形で、令和4年から12名になっております。ただ、いわゆる先ほど密に対しての御心配ということでございましたが、コロナ感染対策の要望、今回の補正についてもそういうコロナ感染対策の予算をつけておりますけれども、そのようなコロナ対策として、いわゆるアルコール消毒等の対応により対応しているものでございます。

みどり学園の運営の関係で、耳に障がいのある子の対応ということで御質問がございました。みどり学園には様々な障がいをお持ちの方が通われている中で、やはり目的としているのはかに次の就学につなげるかというところで、就学のほうをサポートしていくというような形になります。ちょっと細かい個々の症例についての対応等について、ちょっと今手元に資料はございませんが、それぞれの障がいに応じた対応をして、就学に結ぶためのトレーニングを行っているという形になります。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 171ページの老人・成人保健事業におきまして、高齢者の方の聴力検査が行われているのかという御質問につきましては、含まれております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

15番、内藤議員。

○15番（内藤とし子） 今、含まれていると聞こえたんですが、それでいいのかどうか、ちょっと教えてください。

それから、181ページの衛生費、地域医療振興事業ですが、病院について刈谷総合を、旧刈総の高浜分院ですね。高浜市が税金でもって管理しているということなんですが、これいつまで管理する予定なのか教えてください。

それから、206ページのクーポンブック、商工費の商工業振興費の関係で、このクーポンブックの発行事業で990万4,119円計上してありますが、事業者さんはコロナで要するに非常に厳しい中で自分たちがまたサービスを、自分のほうからサービスをしていかなきゃいけないということで、かなりブーイングといたしますか、かなり困ってみえるんですが、これについてはどのように考えてみえるのか教えてください。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） まず、171ページの老人・成人保健事業につきましてですが、聴力検査は総合健診及び成人ドックを選択していただきますと、検査をさせていただきます。

それから、181ページの地域医療振興事業の関係でございますけれども、高浜分院の管理がいつまで続くのかという御質問でしたが、豊田会により建物が取り壊されるまでの間、私どものほうが管理をするお約束となっております。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） クーポンブックのクーポン分について、お店屋さんで各店のほうで自己負担していただいているので、その負担が重くなっているという声があるというお話でした。

クーポンブック発行する際に、クーポン分については各お店で御負担していただきますという話は事前にさせていただいておりますので、期間やクーポンの種類についてはお店のほうで各自決めていただいております。それで、負担が重いということにならないようにということで、最初からお話をしてありますので、期間等で調整していただき、うまくできていなかった方がいらっしゃるかもしれないんですけれども、おおむねの方からはクーポンを頑張って出したから、リピーターさんにつながっているとか新規顧客の獲得につながっているというお声もいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 認定第2号から認定第6号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、認定第何号であるかとページ数及び款、項、目、節を明確に示させていただきますようお願いいたします。

また、総括質疑ですので、質疑に当たりましては、さきの日程同様、大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いをいたします。

15番、内藤議員。

○15番（内藤とし子） 認定第2号についてお聞きいたします。

国民健康保険、273ページです。加入者の状況が載っていますが、加入率とといいますか、加入世帯とといいますか、いずれも減少傾向にありますと載っていますが、何でこう減少傾向になっているのか分かっていたら教えてください。

それから、国民健康保険税の状況で、現年度課税分が92.9%収納率がありますが、3年度の末でなっていますが、これ、どうして現年度のうちに入らないのか分かっていたら教えてください。

それから、276ページに、更新事業の中で短期被保険者証が3年度が280世帯分発行したというのがありますが、こういう方たちはどういう状況なのか分かっていたら教えてください。

以上です。まずここまで教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず、国保の加入者が減少傾向というところがございますが、国保には様々な理由でお入りになっておりますけれども、一つの要因が企業規模の社会保険の加入の条件が、今変わっております。企業規模50人になりますけれども……、すみません。社会保険の加入100人以上、この10月から100人以上の企業さんがある程度の条件、月額8万8,000円以上ですとか、そういった条件になりますと社会保険に加入するということになっています。こういった流れの中で、国保の方がお勤めの場合で、そういった国保を脱会し社会保険に入るという方もおりますので、一つの要因になっておるかと思っております。

次の現年度徴収率92.9%ということで、こちらについては税務さんとの協力の中で徴収率が上がっておるとい形になっております。

次の276の短期証の方ですね、これにつきましても、基本的には税のほうがちよっと滞っている方、そういった方については6か月間の有効期限の短期証を発行しておるといことで、そういった短期証を発行するときに、窓口で納付の相談に応じるという形になっております。件数に

ついてはちょっと減少傾向となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて認定第2号から認定第6号までの質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定についてを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、認定第7号の質疑に当たりましては、ページ数等をお示しいただきますようお願いいたします。

また、総括質疑ですので、質疑に当たりましては、さきの日程同様に大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いをいたします。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 認定の第6号と第7号についてお聞きしたいと思います。

企業債の明細書を見ますと、かなり利率が高い利率でいまだに償還しておる企業債があるんですけれども、そこら辺、借換えとかそういったことを考えたことがあるのか、それともやる意思があるのか、また上のほうから駄目だというような伝達が来ているのか、そこら辺のことを教えてください。

ページ数、水道のほうは42から43、下水のほうは38ページから39ページ、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 柴田議員、認定第7号の質疑をよろしくお願いします。

認定第8号はこの後に日程でありますので、よろしく願いいたします。

○6番（柴田耕一） すみません。第7号です。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（石川良彦） 御質問いただきました件でございますが、毎年起債のほうを借りておりまして、お金のある分を先に払おうとか、そういうことを一応考えたことはあるんですけれども、先に払ってしまっても、結局利息が上乘せするだけで、利率を含んだ額が同一の金額になってしまいますので、そのまま引き続き返済をしていくという形を取っております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて議案第44号及び認定第7号の質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、総括質疑を行います。

なお、認定第8号の質疑に当たりましては、ページ数等をお示しいただきますようお願いいたします。

また、総括質疑ですので、質疑に当たりましては、さきの日程と同様に大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いを申し上げます。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 先ほどの続きなんですけれども、下水のほうの38、39、同じように利率が高い利率があります。そこら辺、先ほど利率を計算して、返しても返さんでも同じような金額だということでしたので、ここで借りたというのか証明というのか、そういったことを一度出していきたいと思いますので、資料請求というのか、後でまたよろしいですか。後で出してもらいたいということで、計算書を。

○議長（鈴木勝彦） 柴田議員にお話ししますけれども、資料要求、今請求されますと議会運営委員会を開催して許可を取るという、日程的に非常に難しい日程がありますので、個々にお聞きしていただくということでよろしいでしょうか。

○6番（柴田耕一） 個々でします。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 認定第8号についてですが、昨年度の下水道事業、どのような問題があって、どのような課題があって、どれぐらいの下水道が引けたのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（石川良彦） お答えさせていただきます。

昨年度は令和2年度末より2.1%増の67.4%、高浜市の場合下水の普及率が上がっております。他の都市と比べると若干低いものですが、その辺が課題かなというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第44号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、

これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、議案第44号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、荒川義孝議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、北川広人議員、小嶋克文議員、倉田利奈議員、以上8名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めて、よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,003万円を追加し、補正後の予算総額を166億4,577万8,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

7款1項2目商工業振興費の16、省エネ設備更新支援事業は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や原油高により厳しい経営状況が続く市内事業者に対し、LED照明設備等の省エネ設備への更新に要する経費の一部を支援することで、電気代等の固定費の削減と地域における温室効果ガスの排出抑制を図るものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただきますようお願いいたします。

また、総括質疑ですので、質疑に当たりましては、さきの日程のとおり、繰り返しになりますが大綱にとどめていただきますよう御留意をお願いいたします。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ただいまの第52号の補正予算についてなんですけれども、これなぜこの9月のタイミングで計上したのか教えていただきたいのと、なぜ当初の予算に組み入れてなかったのか教えていただきたいと思います。

それと、これ以前に事業者にどんな支援を行ってきたか、いま一度御説明いただき、支援の内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいのと、何が対象になるのか、あと、例えばEV車を導入したら多少の補助があるのか。その辺をちょっと一回説明をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、私のほうから1問目のなぜこのタイミングで、当初予算にはなぜ上げていなかったのかということにつきまして御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化及び円安の一層の進展により原油、電気、ガス、原材料等の価格が年度当初に比べて一段と加速し高騰が続いております。ですので、この半年間の新聞紙上等もにぎわしておりますけれども、一段と加速し高騰しているといったことがまずあります。このような状況の中で、市内の中小企業者は消費が回復しないことに加えて、コストの増加及びコストを価格へ転嫁できない等の理由により、大変厳しい状況に陥っております。

そこで、コロナ禍からの立ち上がりや、一段と進むコスト高への対応として、このタイミングで中小企業者への緊急支援が必要であると判断し、補正予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 事業者支援の内容と何が対象になってくるかということについて、説明させていただきます。

今までの事業者支援の内容としましては、先ほど決算のほうでも出てきましたがクーポンブックを昨年度発行いたしました。また、現在プレミアム付き商品券の発行を行っておりますので、事業者さんに対しては段階的に今まで実施をしまいいりました。

しかし、今回電気代等の燃料費高騰を受けて、全業種の市内事業者さんが大きな影響を受けております。今後の重層的な支援の一つとして、市内の全中小事業者を対象に即効性を重視した使い勝手のよい制度を創設していきたいということで、今回実施するものです。

なお、事業支援の趣旨としては、コスト増への対応というところだけではなく、一時的なものではなくて、今後、将来にわたって電気料金等が長く削減できるような支援がしたいということで、設備の更新ということで行っております。

また、EV車なんですけれども、こちらは今回、補助設備ではないので対象外になっておりますが、県の補助制度が事業用車両でありますので、車についてはそちらを利用していただければと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

もうちょっと教えていただきたいんですけれども、予算がコロナの国からの補助金とかを利用せずに一般財源を持ってきた理由を教えていただきたいのと、事業全体のスケジュール感をもうちょっと詳しく教えていただきたいのと、60事業者ぐらいの想定ということで、先着順の申請でいっぱいになってしまった場合に追加の処置とかは考えておられるのか、教えていただきたいと思います。最後に、省エネ設備を新たに設置するに当たって、その効果とか規定の数値が定められているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 一般財源で今回補正した理由ということですが、国や県から来る補助金を待たずに少しでも早く対応を行いたいということで一般財源での対応としました。

あと、スケジュール感につきましては、今議会で御議決いただけましたら、速やかにホームページで申請方法等を周知いたします。その後申請の受付は10月11日を予定して準備を進めております。その後、速やかに補助金の交付決定をして、決定を受けた業者さんにつきましては事業に着手していただきたいと考えておまして、また、今年度での実施になりますので、工事とか設置につきましては、令和5年2月20日までに必ず工事が終わるようなものを申請していただきたいと考えております。

60事業者で先着順を予定しておりますので、少しでも早く皆さんに情報を提供して先着順ということでやってまいります。たくさん来てしまった場合はまたちょっと考えていきたいと思っております。

更新したことによる削減率とか効果につきましては、今回は何%以上というのは設けておりません。今ついているものよりも新しくつけるもののほうが省エネ効率が上がるということであれば、今回は対象にしていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 追加のことにしてちょっと補足させていただきます。

現時点では予算の範囲内での交付を考えておりますが、想定以上に申請を希望される方が多か

った場合につきましては、事業者への緊急支援という事業趣旨に鑑みまして、国からの交付金の活用など財源状況を見ながら、追加補正も視野に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） まず今、追加がもしあったら国からの交付金というお話があったんですけども、今年度地域創生臨時交付金のほうが追加で交付があったという御報告があったかと思うんですけども、現在、地域創生臨時交付金のほうが高浜のほうでどれぐらい、今回の議案を見て使える範囲があるのかなというのを、まず教えていただきたいのと、それから、今60事業者ということで、すごくこれ人気が出るような事業じゃないのかなと思いますので、なぜこの60事業者というところをまず決めたのかということと、それから対象経費の5分の4以内ということと、あと上限50万円、このあたりの数字の設定について、どのような意図で設定されたのかについて教えていただきたい。

それから、対象経費のほうが、空調設備、冷蔵庫、冷凍庫等ということで、省エネ設備更新に要する経費ということなんですけれども、この「等」というのが、なかなかちょっとどういうものなのかなというところで、例えば、あまりそこのお店が断熱が入っていないくて空調にお金がかかるということで断熱工事をしたりとか、あと窓に遮光フィルムを貼るなど、いわゆるちょっと空調設備というといわゆるエアコンみたいなものの買い替えなのかなというイメージがあるんですけども、この「等」について、分かる範囲で教えていただきたい。

それから、先ほどの先着順ということで、ホームページで周知していきますよということなんですけど、やはり知ったんだけどもう終わっちゃったのかとか、そういう事業者さんもないように、なるべくいろんな媒体で周知をしていただきたいなと思いますので、そのあたりのお考えも教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 今年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は追加交付もあり、決定しておりますが、全て別の事業が決まっております。ですが、最終的に充当事業の金額が確定したときに、この省エネ設備更新支援事業等に充当するか検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） まず1点目ですけども、60事業者の根拠ですが、令和2年度に実施しましたコロナ対策物品購入補助の際に、31の事業所さんから申請があつて補助を行っております。今回は原油高の影響も大きく受けているということで対象事業者が増えてくると見込まれますので、前回の倍の60事業者で考えております。

また、上限の50万円ということですが、これはLED設備が20基更新すると約60万円かかりま

すので、今回はできるだけ照明をLEDに変更してもらいたいという思いで上限50万円といたしました。

あとは設備の更新工事で「等」というところなんですけれども、今お問合せがありました断熱工事や遮光フィルムなんですけれども、今回は設備なので、事業者さんの状況によって対象になる、ならないがいろいろあると思います。工事期間も3か月、4か月ぐらいしかないのものですから、その期間内でまず完了するというのと、省エネ効率が上がるということと、設備でするので動かさないものということで、個々の事案に関してはこちらでまた判断をさせていただきたいと思います。

周知につきましては、現在ホームページ、LINE等を考えております。広報につきましては、ちょっと間に合いませんので、それはやる予定がありません。そのほかに何か個別にできるようなものがあれば、例えば、商工会さんと連携して送れるような書類がある際には同封してチラシを送ってということも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

9番、柳沢議員。

○9番（柳沢英希） 今回抽せんとかじゃなくて先着順ということなんですけれども、何をもって先着順が決まっていくのかというのは何か分かりますか。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 受付初日に朝、来ていただいた方から先着でということですが。抽せんも検討したんですけれども、ちょっとなかなか抽せんでやるにはそぐわない事業かなということで、今回は先着にしました。各市町と同様の省エネ設備だったりとか、車だったりとかの補助につきましては先着順をやっているところが多かったものですから、今回、高浜市のほうも先着順ということで実施してまいります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、柳沢議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。ということは、例えば、人気があつて、玄関等に並んだ場合とかというの也被えられるかなと思うんですけれども、例えば、そこでのほかの来庁者の方への迷惑にならないような措置もそうですし、例えば、書類に何か不備があつてという場合とかはもう普通に60人でもう切るのか。不備があつた場合、1人入れるのかとか。そこら辺はどういうふうに対応されるんですか。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 本当に人気があつて問合せも多いものですから、初日にすぐ並ばれるのかなというのは私たちも考えております。初日の受付方法につきましては、ほかの来庁者の方の迷惑にならないような形で、例えば整理券を配ったりとかということも考えております。

最初に審査をしてしまうと、やっぱり受付に時間がかかりますので、取りあえず預かりをし

て、それから審査をするということも検討しております。

また、60事業者来たら終わりということではなくて、私たちは60事業者ではなくて3,000万のほうで考えておりますので、例えば10万円の申請の方がたくさんあるかもしれませんので、取りあえず60ではなくてもっとたくさん申請金額3,000万円に達するまで受付をしておく予定です。

また、不備については、例えばこちらが受取りをして、それから何日以内に補正していただいて、それでオーケーであれば受け付けていく予定なんですけれども、こちらは広報してから申請の受付をするまでにちょっと若干の時間がありますので、予備審査というか事前審査で窓口に来ていただければ、こちらのほうで書き方の御案内などもすることを検討しております。

〔「9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 9番、柳沢議員、会議規則で2回になっておりますので。

○9番（柳沢英希） すみません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田議員。

○16番（倉田利奈） 1点、答弁漏れかと思うんですけれども、今回補助金額が対象経費の5分の4ということで非常に高い率になっております。このあたり5分の4とした理由というかお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） すみません、答弁漏れで申し訳ありません。

令和2年のとき、10万円のときが10分の10でやっておりますが、今回なんです、ちょっと金額も大きいし、少しは事業者さんにも御負担いただいて一緒に頑張っていきたいという思いから、8割市のほうで負担して、2割ということで5分の4、4分の3とかいろいろあるんですけれども、今回はこれで5分の4に決めさせていただきました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時3分休憩

午前11時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 日程第9 意見案第2号 安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意

見書について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

15番、内藤とし子議員、登壇でお願いいたします。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） それでは、安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書の案文の朗読をもって、提案理由に代えさせていただきます。

岸田文雄首相は、参院選遊説中に銃撃を受けて亡くなった安倍晋三元首相の「国葬」を今秋行うと発表しました。

岸田首相が「国葬」とする理由について、「憲制史上最長の8年8カ月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力で……内閣総理大臣の重責を担った」「東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基礎とした外交の展開等の大きな実績をさまざまな分野で残された」「その功績は誠にすばらしいものがある」などをあげたことは重大です。

岸田首相が言明したように、安倍元首相を内政でも外交でも全面的に礼賛する立場での「国葬」を行うことは国民のなかで評価が大きく分かれている安倍元首相の政治的立場や政治姿勢を国家として全面的公認し、国家として安倍元首相の政治を賛美・礼賛することになるものです。それは、憲法に保障された内心の自由を侵害して、国民一人ひとりに弔意を強制することにつながります。

弔意というのは誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由にかかわる問題であり、国家が弔意を事実上強制したりすることは、あってはなりません。

そもそも「国葬」は、戦前、天皇と皇族、「国家に偉功のある者」に対して、「国葬令」にもとづいて行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式でした。戦後に「国葬令」は失効しており、「国葬」に法的根拠がありません。

安倍元首相の内政・外交政策の問題点は、過去の問題ではなく、岸田政権がその基本点を継承することを言明していることは、今日の日本政治の問題点そのものです。世論に背を向け、「国葬」の強行は、岸田首相による死者の最悪の政治的利用と批判します。

物価高騰、コロナ禍、いま国民生活を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。「国葬」の実施でかける経費は多額になると言われています。

憲法に保障された内心の自由を脅かし、国民生活を顧みない大盤振る舞いの税金の支出をやめることです。

これらのことを指摘して、地方自治法99条の規定により、安倍元首相の「国葬」を実施しないことを求める意見書を提出いたします。

2022年9月9日、高浜市議会として提出いたします。

以上です。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） 今、意見書を読み上げられましたが、この意見書案の部分の下から8行目、前もちょっとお聞きしたんですけれども、改めてお聞きします。

「「国葬」の強行は、岸田首相による死者の最悪の政治的利用と批判します」というのが、いまいちちょっと意味が分からないので、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、国葬を強行しようとしています、これは亡くなった方が何もかもよかったというふうに、要するにお参りする方にそういうことを強要、強制するものですから、岸田首相の政治的利用、岸田首相が亡くなった方が実際には皆さんの思うような政治をしたわけではなくても全て礼賛するということを押しつけるわけですから、要するに政治的利用になるのではないかということです。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 内藤議員にお伺いしたいんですけれども、これを見ると文章には「「国葬令」は失効しており、「国葬」に法的根拠はありません」というふうに先ほどからもおっしゃっていますけれども、今のお答えを聞いていると、強制しているだとか押しつけるという話をされているんですけれども、国葬令と今回の国葬というのはちょっと違うと思うんですけれども、そこら辺がちょっと矛盾して聞こえるんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 昨日もテレビでもやっていましたが、国葬令と国葬と違うとか、違わないとか、そういうことよりも国の儀式としてやるんだと言ってみえますが、国の儀式としてやるのであれば、やはり三権の長に説明がなければなりませんし、国会の議決が要りますし、岸田首相内閣だけの議決では、国を挙げてやるわけですから内閣だけの議事では済まないと思います。

ですから、やっぱりそういう面でも国葬にしろ、国葬令にしろ、やはりきちんと国会で審議して決めるべきだったと思います。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 先ほどからおっしゃって見える強制するとか押しつけるとかは何を指しているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤議員。

○15番（内藤とし子） 今現在でも国葬になった場合に、府、庁、省などそのときには同じ時間

に黙禱をしなければならないというような案内が来ているそうです。知事さんなどは国葬に出席するようという案内も来ているそうで、そのために地元では出席しないようという声も上がっているというか、知事さんにそういう申入れをしているところもたくさんあります。

ですから、そうして意見が非常に分かれている、マスメディアの声でも半分以上が反対の声があります。そういう中で、その反対の声も以前よりますます大きくなっていますし、それから、東京大学の上野千鶴子教授などが集めている署名には今、何万人でしたか、かなりの数の反対の声が集まっています。

そういうふうに意見が非常に分かれているような内容のことを、議会の議決も得ずにやろうとしていること、そのものが民主主義国においてはあり得ないと。国民に対して黙禱をささげるとか弔意を表すとか言っていますけれども、国民が対象の中に入っているのであれば、議会をきちんと開くべきですし、それから、それが正式に入っているか入っていないか分からないような状態で強行しようとしていること、そのものが問題だと思っています。

○議長（鈴木勝彦） 9番、柳沢議員。

○9番（柳沢英希） すみません、各知事だとか首長にそういう案内が来ているというのは、何か政令か何かで来ているのでしょうか。そこら辺ちょっと詳しく教えていただきたいのと、その文書もどういった形なのか。

先ほどから強制と言われますけれども、じゃ、例えば黙禱をしなかったら何か罰則があるかどうか、そういった話ではないと思うんですけれども、それでもそれは強制だという話なのか。ちょっと文言が違うんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そういう案内が来ている、その文章はどうかと言われてもそこまでは私は知りませんが、最近の新聞には毎日のように、今日はどここの知事さんにそういう申入れを行ったとか、そういうことも載っていますので、それは出たらとか出なかったらということは、そこまで情報としてつかんでいるわけではありませんので、ただ、そういうのがあちこちで出ているし、それを地元の議員さんたちがやめるようにという申入れをしているということも実際にある話ですのでお話ししました。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 最もお聞きしたいところは、今回この安倍元首相の国葬を実施しないように求める意見書というものを、この文面で高浜市議会として議決する意味というのは何なのか。どうしてそれを求めてみえるのかを、3人の方にお聞きしたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私は、今現在の昨日の答弁や何かを聞いてもそうなんですけれども、いわゆる審議の過程が、撃たれてすぐ、岸田総理は国葬にするといったことを表明しとるわけで

す。私はもっとじっくり考えてやるべきだったと。あと、ほかにもモリカゲ問題だとか、それから桜を見る会だとか、いろいろと反対、批判をする方はみえるわけです。ですから、そういったことを考慮せずに、いきなり外国の弔問客だとか、そういったものに礼を尽くすようにということで国葬にする。以前の佐藤さんなんかでも、ノーベル平和賞をもらっておっても国民葬だったですね。ですから、そういったやり方もあるわけです。ですから、その辺のところをもっと十分議論して、三権の長だとか、そういったところにも話をして国葬に決めるべきだと。そういうことで、私は国葬をやめてほしい。

○議長（鈴木勝彦） 説明員の方で、説明ができる方は説明してください。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 説明というか、この意見書を私はそのものを支持しておりますので、これ以上の説明というのをどういうところで求めているのかが分かりません。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

11番、北川議員。

○11番（北川広人） おっしゃってみえることは御自身のそれぞれの思いであって、それをこの意見書としてこの文面で高浜市議会の名を使って国に上げるという意味を私は伺っているわけです。あなた方の感想だとか考えだとかを聞いたるわけじゃないんです。ここで時間を使って議論をするその意味、そしてこれをきちんと可決にもっていこうとするのであれば、それをしっかりと説明していただかなければ、賛成なんかできないじゃないですか。高浜市議会の看板で行くんですよ、この意見書は。そのための御意見を伺っているんです。答弁ください。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川議員。

○8番（黒川美克） 今言いましたように、高浜市議会としてという話ですと、私は今の私たちの支持者、そういったところからもいろいろな話を聞いて、議会のほうでもそういったことを言ってほしいということに基づいて、話をしておるわけです。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田議員。

○16番（倉田利奈） だから、陳情とか請願とか同じように、皆さんがこれに同意していいですよと言えば、今回、内閣総理大臣宛てに上げるだけの話であるので、そこまでいろいろおっしゃるのであれば、ほかの陳情とか請願もしっかり議論してから上げるべきではないのかなと思うんですけれども、なぜこういう多額の税金を使うことですので、ましてや私も多くの市民からこういう声はいただいていますので、それを議会を通じて国に上げたい、それだけの話なんですけれども、それがちょっと意味が分かりません、おっしゃっている意味が。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 16番さんと8番さんにお伺いしたいんですけれども、今御説明した多額の税金を使ってどうこうという話というのは、この文章でどういうふうに書いてあるのかなと思いますし、この文章で出すという案であなた方は賛成されていますけれども、その言われていることというのは全く同じなんですよね。この案をつくって出されているんですよね。全く理解ができないんですけれども、言われていることが。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川議員。

○8番（黒川美克） 私はこれらに対して、今の議会として出すのはこれでいいというように思っていますので、もしもそれが駄目だと言われるのだったら反対すればいいだけの話じゃないですか。

○議長（鈴木勝彦） 9番、柳沢議員。

○9番（柳沢英希） 議会でそういう答弁をされていますけれども、何かのパフォーマンスのために、じゃ、出しているんですかという話ですよ。本当に議会で可決してほしいという形で出すのであれば、この意見案というのはあなた方が今説明した話と全く違うと思います、この内容は。そこら辺、ちゃんと考えて意見案をこれ出すべきですし、賛成者として名前を連ねるべき、そこら辺、まず議員としての責任で当たり前じゃないですかね。三権の方に説明を、説明をと話をしていましたけれども、じゃ、僕らに対しても可決を求めるのであれば、それなりにちゃんと説明をするというのが普通じゃないですか。

○議長（鈴木勝彦） 説明員、説明できる方の答弁を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 議論も尽きたと思いますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 市政クラブを代表して、今回の意見書案の提出には反対の立場で討論をさせていただきます。

改めて、参議院議員選挙遊説中に銃撃を受けて亡くなった安倍晋三元首相に対して、謹んで弔意を表します。

まず意見書案を提出するに当たっては、賛成を求めるのであれば他会派及び他議員への同調を促すべきではないか。また、今回国葬においては国の主導で行われているものであり、また、国内外から多くの弔意が示されている状況も踏まえれば、国葬の実施は評価できると考えています。また、国葬の方式で行われるとしても、国民一人一人に弔意を強制するものではなく、憲法に保障された内心の自由を脅かすとは言えないと思いますので、この意見書案の提出については反対

といたします。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、意見書、安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書に対する賛成討論をさせていただきます。

岸田政権は、安倍元首相の国葬に関わる警備や海外要人の接遇の経費などに14億1,000万円程度かかると概要を公表しました。岸田文雄政権は、既に会場借上げ費用など約2億5,000万円を支出すると決めており、合計16億6,000万円もの税金を国葬に投じようとしています。政府が現時点での見込みと説明しているように、経費はさらに膨らむ可能性もあります。

国葬は安倍氏への弔意を国民に強制することにつながる憲法違反の儀式です。国民多数も反対しており、巨額の税金を投じる国葬の強行は絶対許されません。国葬費用をめぐるのは、約2億5,000万円の予備費からの支出決定直後から、警備費用などを含んだ総費用を明かさず、岸田政権に疑念と批判の声が上がっていました。政府が費用の概算公表に転じたのは、全体像は国葬後に示すとしたごまかしが通用しなくなったためです。一方で、僅か11日前に公表された費用が6.6倍にも膨張したことはかえって疑念を深めています。

2019年の現天皇の即位の礼では、国内外から約2,600人を招き、警備、接遇費で約90億円の予算が計上されました。今度の国葬には、参列者約6,000人と見込んでいます。それで警備、接遇費などに約14億円しか見積もらないというのは不自然です。費用を少なく見せようとする疑いは払拭されません。

国葬の企画、演出を桜を見る会の会場設営に携わった企業が受注したことも、不審を広げています。一般入札でしたが、応札したのはこの会社だけでした。同社は少なくとも15年から19年、桜を見る会の会場設営などを落札しています。

そもそも国葬を強行することは憲法に反します。なぜ安倍氏だけ特別扱いして、全額税金で賄う国葬を行うのか。首相は合理的な理由を説明できません。憲法14条が規定する法の下での平等と相入れないことを示しています。憲法19条が保障する思想及び良心の自由にも違反します。首相は国葬を故人への弔意を国全体で表す儀式と表明しました。国民主権の国で言えば、国全体とは国民全体を意味します。国民全体で弔意を表すということは、事実上の弔意の強制になることは明らかです。実際、国葬当日には、各府庁で弔旗の掲揚や、葬儀中の一定時刻黙禱をすることとしています。こうした動きが軍の関係機関や地方自治体などに拡大される危険があります。戦前の国葬令は日本国憲法の精神と両立しないとして、戦後失効しました。法的根拠のない国葬を、一内閣の閣議決定で行うことに、全く道理はありません。

世論調査では、国葬を評価しない・反対が多数を占めています。東京大学上野千鶴子名誉教授ら17人が呼びかけた国葬中止を求めるオンライン署名などは急速に広がっています。国民の声を聞くと岸田首相は言われます。そうであるならば、国葬中止を決断するしかないと考えます。

さらに、旧統一教会との関係が次々明るみに出てきたことです。自民党と勝共連合、統一教会との関係がずぶずぶの関係で、安倍元首相が広告塔の役割を果たしてきたことも分かってきました。安保法制の強行、森友・加計、桜、統一教会との癒着、このような安倍政治への敬意の表明を、莫大な税金を使って強要することなど許されません。

以上、賛成討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

14番、小嶋克文議員。

〔14番 小嶋克文 登壇〕

○14番（小嶋克文） 意見案第2号には、公明党を代表して、反対の立場で討論させていただきます。

意見案に「憲法に保障された内心の自由を侵害して、国民一人ひとりに弔意を強制することにつながります」とあります。松野官房長官は、国民一人一人に喪に服することや政治的評価を求めるものではない、地方公共団体や教育委員会などの関係機関に弔意表明の協力を要望する予定はないと発言をされております。

また、「「国葬」の強行は、死者の最悪の政治的利用と批判します」ともあります。このような表現は、どのような立場であっても、亡くなった人を、またその遺族を愚弄することであり、さらには参列する人にも大変失礼であります。決して許されるべきではありません。

よって、この意見案第2号には反対をいたします。

〔14番 小嶋克文 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

7番、長谷川広昌議員。

〔7番 長谷川広昌 登壇〕

○7番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、意見案第2号 安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書案につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対する理由でございますが、1点目に、既に本年7月22日、政府において閣議決定がされていること、2点目に、少し説明が遅くなった点は否めませんが昨日の9月8日、総理が国会で丁寧な説明をされたこと、3点目に、国への意見書提出は市議会の名で提出するため、議員の総意

が前提にあるにもかかわらず、提出者はたった2日前の9月7日に当該意見案を議運に諮り、9日の本日、議会に提出したことは、議員の総意を得るための意思疎通もなく拙速に過ぎると、以上3点の理由から、私は安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書案につきまして、反対とさせていただきます。

〔7番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第2号 安倍元首相「国葬」を実施しないよう求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、意見案第2号は否決されました。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の開催により、9月10日から9月15日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、9月10日から9月15日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、9月16日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時48分散会
